

法政大学大学院早期修了に関する規則

規定 1195号

一部改正 2016年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、法政大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条第1項及び第26条第1項ただし書きに基づき、法政大学大学院（以下「本学大学院」という。）における早期修了に關し必要な事項を定める。ただし、早期修了を実施するか否かは各研究科専攻の教育的な判断に委ねる。

- 2 本規則は、早期修了に関する本学大学院の基本的な要件を定めるものであつて、各研究科専攻は本規則に定めのない要件を補充して運用するものとする。
- 3 本規則は、本学大学院修士課程及び博士後期課程に適用するものとし、専門職学位課程は除く。

(要件)

第2条 早期修了が認められる学生は、本学大学院に1年以上在学し、各研究科専攻が定める大学院学則第22条及び第26条の修了要件を満たし、かつ本条第3項の要件を全て満たしたと認められる者とする。ただし、長期履修制度適用者並びに復学又は復籍した学生は、早期修了の対象とならない。

- 2 他の大学院からの転学者は、大学院学則第24条又は第28条に抵触しない限り、前項の要件を満たせば本規則を適用するものとする。
- 3 「優れた業績」又は「優れた研究業績」を上げたと認定するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。

(1) 修士課程

- a 本学大学院修士課程入学以降、早期修了申請時までに学会発表及び学術誌への投稿論文があること。
- b 研究科長が選任した3名以上の教員によって構成される「早期修了判定委員会」により「優れた業績を上げた」と評価されること。

(2) 博士後期課程

- a 本学大学院又は他の大学院の修士課程入学以降、早期修了申請時までに複数の学会発表及び学術誌への投稿論文があること。ただし、研究科教授会の判断により、本学大学院博士後期課程入学以降の業績に限定することができるものとする。
 - b 研究科長が選任した3名以上の教員によって構成される「早期修了判定委員会」により「優れた研究業績を上げた」と評価されること。
- 4 前項の研究成果を発表する学会の種類・規模及び論文掲載誌等の区分・ランキング・単著・共著の取扱い並びに学会発表や投稿論文の数等の詳細については、各研究科教授会の定めるところによる。
 - 5 第3項の学会発表及び投稿論文が査読付でない場合並びに学術誌への掲載可否が早期修了判定時期までに未確定の場合の取扱いは、各研究科教授会の定めるところによる。
 - 6 各研究科専攻は、第4項及び第5項についての取扱いを定めた場合には、その要件を学生に公開しなければならない。

(申請手続)

第3条 早期修了を希望する学生は、3月修了の場合は当該年度の6月末日までに、9月修了の場合は前年度の12月末日までに、所属研究科長宛に以下の書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 早期修了申請書
 - (2) 前条第3項に規定する学会発表及び投稿論文
 - (3) 指導教員からの当該学生に関する研究活動上の所見
- 2 前項の申請を受理した研究科長は、「早期修了判定委員会」を設置し、3月修了の場合は当該年度の8月末日までに、9月修了の場合は3月末日までに、早期修了の要件たる「優れた業績」又は「優れた研究業績」の適格性を判断し、その結果を当該申請者に通知する。
 - 3 前2項の期日については、申請者及び事務処理に支障のない範囲で、研究科独自に設定できるものとする。

(早期修了の判定)

- 第4条 各研究科教授会は、前条で早期修了の適格認定を受けた学生に対し、3月又は9月修了の判定時期に、第2条に定める要件の充足の有無を確認し、早期修了の最終的な判定を行う。
- 2 前項の場合、早期修了の適格性を認める学生に対しては、各研究科教授会の判断により、早期修了時期以降の配当授業科目について前倒し若しくは代替履修させるか、又は第2条第3項の論文等の成果をもって修得単位に換算認定することができる。
- 3 早期修了申請学生が早期修了の要件を満たさなかった場合には、各研究科専攻で定める修了所要単位を修得していても、本人が希望した年次・学期での修了を認めず、次期の半年間以上の在学を義務づけるものとする。

(修了の時期)

第5条 早期修了者の修了時期は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程
当該研究科在学1年又は1.5年後
- (2) 博士後期課程
当該研究科在学1年、1.5年、2年又は2.5年後

(所管)

第6条 本規則に関する事務は、大学院事務部が行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、研究科長会議の議を経て総長が行う。

付 則

- 1 本規則は、2016年4月1日から施行し、2016年4月1日現在の在学生より適用する。
- 2 本規則は、2016年4月1日から一部改正し施行する。

(追49)